

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年11月12日	
【会社名】	大黒屋ホールディングス株式会社	
【英訳名】	Daikokuya Holdings Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 浩平	
【本店の所在の場所】	東京都港区港南四丁目 1 番 8 号	
【電話番号】	03 (6451) 4300	
【事務連絡者氏名】	財務経理部マネージャー 今長 岳志	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南四丁目 1 番 8 号	
【電話番号】	03 (6451) 4300	
【事務連絡者氏名】	財務経理部マネージャー 今長 岳志	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,365,501,048円	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月12日に第117期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書を関東財務局長に提出したことにより、2025年10月31日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 第1 事業等のリスクについて
- 第2 資本金の増減について
- 第3 臨時報告書の提出
- 第4 最近の業績の概要

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に掲げた第116期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年10月31日）現在までの間において、以下に記載する事項を追加いたします。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（2025年10月31日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。
（事業等のリスクの追加事項）

2025年10月8日の臨時報告書で報告したとおり、連結子会社である株式会社大黒屋において財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由が発生いたしましたが、借入先の金融機関との交渉の結果、2025年8月26日付で、2025年12月15日までは期限の利益喪失及び担保権実行等の権利行使をしない旨の同意を頂いており、また、短期のコミットメントライン貸付についての借換えを2025年8月29日付で実行しております。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に掲げた第116期有価証券報告書及び第117期中半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）現在までの間において、変更及び追加すべき事項はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 資本金の増減について

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に掲げた第116期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年10月31日）現在までの間において、以下のとおり変化しております。

<後略>

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に掲げた第116期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）現在までの間において、以下のとおり変化しております。

<後略>

第3 臨時報告書の提出

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に掲げた第116期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年10月31日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<後略>

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に掲げた第116期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<後略>

（訂正前）

第4 最近の業績の概要

第117期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）における経営成績の概要につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

（訂正後）

「第4 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第116期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月27日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としてあります。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第116期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第117期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としてあります。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大黒屋ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月31日開催の取締役会において、株式会社キーストーン・パートナース及び合同会社Sバンクとの間で資本業務提携契約を締結することを決議し締結している。また、同取締役会において、2025年12月10日に開催される臨時株主総会における特別決議による承認等を前提に、第三者割当増資を実施することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。